



# 大田区議会議員選挙・ 大田区長選挙



「選挙の  
めいすいくん」

投票  
日時

## 4月21日

### 午前7時～午後8時



### 投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成13年4月22日以前に生まれた方
- ②大田区の選挙人名簿に登録されていること（大田区に住民登録の届出をした日から平成31年4月13日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること）

### 住所を異動した方、これから異動する方の投票

#### 転居 大田区内で住所異動した方

平成31年4月2日以前に転居届を出した方の投票所は新住所地です。

平成31年4月3日以降に転居届を出した方、これから出す方の投票所は前住所地です。

#### 転入 他自治体から大田区に転入した方

平成31年1月13日以前に大田区に転入届を出された方が投票できます。

#### 転出 大田区外へ転出した方

投票所入場整理券が届いても、投票する日より前に大田区外へ転出された場合は投票できません。

### 投票の順序と投票方法

投票所では、次の順序で投票を行うことになります。

投票記載台には、候補者の氏名等を掲示しますので、よく確かめてお書きください。

#### 1 名簿対照係

本人であることを確認します。名簿との照合を受けてください。

#### 2 用紙交付係 (大田区議会議員選挙)

「薄いオレンジ色」の投票用紙を受け取ります。

#### 3 投票記載台

1人の候補者名を記入して投票箱に入れてください。

#### 4 用紙交付係 (大田区長選挙)

「白色」の投票用紙を受け取ります。

#### 5 投票記載台

1人の候補者名を記入して投票箱に入れてください。

### 投票所入場整理券は世帯ごとに封書で郵送します

投票所入場整理券は、世帯全員分を1つの封筒に入れ、4月14日頃に届くように郵送します。開封して住所、氏名、投票所を確認のうえ、投票の際はご自分の投票所入場整理券をお持ちください。

投票所入場整理券が投票日まで届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所でその旨を係員にお伝えください。選挙人名簿への登録の有無は、大田区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

### 誰もが投票しやすい 環境を用意しています

段差がある投票所にはスロープを設置しています。

また、すべての投票所に車椅子用投票記載台を設置しています。そのほか、車椅子・点字器・老眼鏡・ルーペ・文鎮・投票用紙すべり止めシート、筆談ボードなどもご用意しています。詳細は投票所の係員におたずねください。

### 投票所では

投票所では静かな環境を保つようご協力をお願いします。投票所内の混雑を避け、投票の秘密や自由公正の保持のために必要と判断した場合は、入場を制限することがあります。

投票所内には、選挙人とその同伴する子ども(18歳未満)、投票事務従事者、投票所を監視する職権を有する者、警察官でなければ入ることができません。ただし選挙人を介護する方など、選挙人と共に投票所に入ることについてやむをえない事情があるときは、入場が認められる場合があります。

なお、ペットを連れての入場はお断りする場合がありますのでご了承ください。